

令和2年11月24日（火曜日）

南三陸町議会全員協議会会議録

南三陸町議会全員協議会会議録

令和2年11月24日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

企　画　課　長

及　川　明　君

企画課地方創生・官民連携推進室室長
兼 政策調整係長

佐　藤　正　行　君

事務局職員出席者

事　務　局　長

男　澤　知　樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小　野　寛　和

期日 令和2年11月24日(火)

場所 南三陸町役場3階会議室

次　第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 事件 南三陸町てんこ盛り商品券について
- 4 その他
- 5 閉会

午前10時20分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。

先ほどの臨時会、スピーディーな議事運営に御協力いただきましてありがとうございます。

引き続き全員協議会でありますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

ただいまより、南三陸町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長より説明したい旨の申入れがあったことから開催するものであります。

本日の会議の進め方ですが、初めに当局から、南三陸町てんこ盛り商品券についてを説明いただき、その後、各議員からの質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。

それではそのように進めさせていただきます。

早速会議に入りたいと思います。

南三陸町てんこ盛り商品券について説明をお願いいたします。企画課長。

○企画課長（及川 明君） おはようございます。

それでは早速ですが、資料に基づきまして、てんこ盛り商品券の一般販売の実施方針案について説明をさせていただきます。

てんこ盛り商品券につきましては大変混乱等招きまして、大変申し訳ないなと思っております。

これまで、9月の23日から10月の23日まで、町民向けの先行販売、そして10月の24日の一般販売。そこまでの販売数につきましては、1万5,000セットのうち1万1,797セットを販売しております。残りが3,203セットとなっております。

24日の一般販売におきまして非常にニーズが高かったことから、商品券事業の予算枠を増やすことが可能かどうか、新型コロナ関連事業の執行状況を確認した上で検討したところでございますが、関連予算で一定の執行残が生じるもの、なお一般財源の負担が大きい状況でございまして、現在の新型コロナウイルスの感染状況を鑑みましても、商品券事業への予算の上積みは非常に難しい状況であるということで、現在の残数での販売とならざるを得ないという状況でございます。

販売数につきましては、1セット当たり額面1万円の商品券を、2,700セットを町内世帯向

けに地区ごとに分類して設定し、残りを、幅広い分野での地域経済の回復が本事業の目的でありますことから、残りの約500セットを町外向け世帯に区分して設定したいと考えております。町内の販売世帯数といたしましては900世帯分となります。世帯ごとの販売数につきましては、一定のニーズが高いということも踏まえまして、町内外それぞれ3セットに見直し、抽選により決定する方向に変更をしたいと考えております。

応募や当選者の決定方法は資料に記載のとおりでございますが、町内分につきましては、応募券を各世帯に郵送し、希望する方は公民館などに設置する応募箱に投函いただき、地区ごとに抽選で決定をいたします。抽選に当たりましては、透明性を確保する観点から、第三者の立会いのほか、後日その状況について動画配信を考えております。

なお、当選者につきましては、当選の通知を郵送することで当選発表とさせていただきたいと思います。

販売数の割当てにつきましては、10月24日の一般販売で購入された地区ごとの世帯数分を控除した上で、各地区の世帯の割合に応じて案分した数字となります。この数字は資料に記載しているとおりでございます。

なお、抽選時点でそれぞれの地区配分で応募が販売数に満たない場合につきましては、全域でプールして再抽選で決定をするという形になります。

応募期限等は記載のとおりでございまして、使用期限は令和3年度2月末までと、これまでと変更はございません。

最後に、8のその他のところですが、さきの一般販売で購入された方につきましては、属する世帯からの応募は受け付けないことといたします。

町外向けの販売につきましても、1世帯当たり3セットとし、はがきで申込みを受け付ける。同様に抽選により当選者を決定することとします。当選者には当選通知とともに納入通知書を送付し、入金が確認された上で商品券を送付することとなります。

なお、設定販売数に満たない場合は、町内分にプールして、再抽選で町内の方で決定をするという方法で考えてございます。

簡単ですが、以上、実施方針案について説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入りたいと思います。及川幸子議員。

○7番（及川幸子君） まずもって、このてんこ盛りでいろいろ町民の方々からクレームが来ていますけれども、その中で担当課が把握している一番の問題点が何であったのかということ

を、皆それぞれ思いがまちまちなので、担当課として町民から届いている問題がどういうものだったのかということを一つお伺いします。

それから、町内に対する販売数2,700セット、これは了解します。町内用には、あのときは5セットでなく2セットでした。そうすると残りが3セットということですから、それは分かります、3セット、当然だなと思いがいたします。もう一つは、1番の町外用3,203セットから2,700セットを引くと500セットになるわけですね、町外用。そうすると、ここにはその他の理由として、ここに、感染症の感染拡大の影響を特に受けている宿泊事業者など、地域経済の回復を目的とした事業であることから、町外の方向けに販売する。町外の方向け販売についても、1世帯当たり3セットを販売する。要は、町内の人たちと同じ3セットを販売するんだということなんですけれども、やはり私はこの500セットを、それを町外用に売るのであれば、幅広く町外の人たちに利用していただくためには3セットでなくて、それぞれ考え方なんですけれども、2セットあるいは1セット。2セットにした場合、250人、3セットにした場合、170人、ざっと今頭の中で計算した限りは、1セットであれば500人。そうした場合、1セット買った場合、2万円になるわけですよね。そうすると、今、G o T o、1万円が倍になるわけですけれども、利用できるのは倍利用できるということなんですけれども、G o T o キャンペーンもあるので、それにまた上乗せして利用する方は利用……、何ていいですかね、利用する方はまたそれにプラスになるということから、幅広く観光に来ていただいたほうが効率が町にとってはいいのかなと思うので、3セットでなくて、それをもっと1セットずつでも500人に対象を広げたほうがいいかと思われます。

以上、お願ひします。

○議長（三浦清人君） 及川議員、その町外向けの500セットを3セットずつじゃなく1セットか2セットにして、もっと多くの方々に配布したほうがいいという質疑ですか。（「はい」の声あり）企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず、1点目の今回の混乱の問題点につきましては、さきの議会でも申し上げましたが、ある程度先行販売の販売の状況を見ますと、それほど町民の方が非常に競ってというふうな形でなかなか購入をされなかったということもございまして、その辺の5セットになったときの見極めが甘かったのが最大の要因かなと反省をいたしております。2つ目の質問、もう少し幅広くするためにセット数を落としてはということだと思うんですが、そもそも先行販売で各世帯には2セット上限として販売をいたしております。さらに地域経済の回復という視点を少しでも反映するためには、もっとセット数を逆に増やすほうが

消費喚起というものは高まると私どもは思っておりますし、なかなかスポットが当たらない宿泊関係の施設に行き渡るようにという思いで5セットという考え方を持っておりました。今回3セットにいたしましたのは、その考え方は、ある程度一定を保ちつつ、プラスアルファを期待して3セットということを町外向けに対しても行ったと考えたということでござります。

この500セットの町外向けの数値につきましては、さきの一般販売のときの実績で全体の約16%弱が町外からの購入者であったという部分で、500セットという比率を出したというものでございます。

1セットにしますと、どうしても、10月1日から2セットの換金がもう既に始まっております。一定のお店等に集中する傾向が見られまして、ある程度、地域経済の回復という部分で裾野の広い使われ方がどうもされていないというふうに思っておりますので、もう少し消費喚起を高めるようなセット数、5セットですと人数に対して非常に乏しくなりますので、そこで3セットというセット数に変更するというものでございます。

○議長（三浦清人君）　及川議員。

○7番（及川幸子君）　今の特定のところに行くという話なんですけれども、それは個人の業者の名前は出せないものにしても、商工会あたりなのか、観光協会あたりなのか、その辺話せる範囲でお願いしたいと思います。

まず、公平に広く、私は1セットずつでも、町外の人たちに余計来て買物、宿泊してもらうためには、むしろ広くしたほうが町のためにもいいと思うので、3セットでなくて、町外用は多くの人に利用してもらうために、1セットになるか、2セットになるか、ここで議論してもらいたいと思うわけなんです。町内については3セット、それは分かれます。町外の人たちの分をもう少し踏み込んで議論してもいいのかなと思われますので、その辺お願いします。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（及川明君）　なかなか、町外の方に1セットというお話になりますと、確かに皆買われればそれなりの、何ていいですか、数という部分では担保されるかと思いますが、一定の消費喚起という部分を考えた場合、なかなかそこは乏しいのではないかなと思っております。いわゆる、いずれ買おうとしたものに対して商品券を使っていただくということじゃなくて、この商品券があったからこういうものに使うといったようなことが今回の商品券の本来の目的でございます。生活支援という部分もある程度持ちつつも、プラスアルファの消

費喚起を望むためには、セット数をある程度まとまつたものにしなければなかなかそういうものに使うことができないということにもなりますので、そこはちょっと、いろいろな考え方があると思いますが、町といたしましてはそういう考え方でセット数を考えているということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝議員。

○4番（千葉伸孝君） 何点か最初に今回のてんこ盛り商品券について聞きたいのですが。

ある程度、買った人は把握していて、その人たちには買えないというような今回のルールの意味だと思うんですが、町のほうで把握している今回のてんこ盛りの販売の購入者に関して、町民が大体何世帯で、そしてその世帯の中で世帯住人がやっぱり同じくまた買っていると、1世帯から5人買っていると、こういった世帯は町のほうで把握しているのか。それ、やっぱり買えなかつた人の不公平感と透明性を期すためには、この辺というのが、私、必要だと思います。それ分かって、この場で説明できるんならその辺お願いしたいと思います。

今回、24日のコロナの混乱からここまでかかって、町のほうでもいろいろ検討した結果がこういった形だと思うんですけども、これに関しては私はこれでいいのかなと。これをいつまでも制度変えて販売を遅らせることは、町にとっても使う方にとってもまた混乱を招くのかなというような感じに思いますので、取りあえずは前回買った人は買えないと、そういったルール決めは私は正解だと思います。

あと、さっき企画課長も言いましたが、ここまで多くの方が販売に集まるとは思わなかつたというような話していましたが、多くの自治体で5割増し商品券、25%増し商品券、これでもって南三陸町の前もあったし、その後も自治体の混乱がありました。やっぱりこのルールの面にちょっと甘さがあったような、私は気がします。そして、塩竈でも今度やるんですが、それだとルールが10個ぐらい決められています。やっぱり市民主体。そして、今回のてんこ盛りもやっぱりコロナ対策として、商店街も含め、小売業も含め、全てに、民宿とか宿泊施設も含め、それにうまく利用するためのルール決め、それがやっぱり町の考えとして甘かつたと思うんですが、その辺の、町民だけに販売して消費喚起を促す、その方法というのは町のほうではなかつたのか。

3点ぐらいになりますけれども、その説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1世帯当たりで買った数で一番多かったのはたしか6件ぐらい、6名ぐらいという世帯もあったようです。全体を通しますと町内で539世帯で購入人数が731人

ということになりますので、1.25ぐらいですかね、1.3人ぐらいと、1世帯当たり平均しますとそういった数字になります。

ルールにつきましては、今、申せば、先ほど来、認識が甘かったということの一言に尽くるのかなと思っています。ただ、町内だけという観点で物事を考えますと、いわゆる宿泊施設、民宿でありますとかホテルでありますとか、そういったところに使われない可能性がありますので、今回の地域経済の回復という部分では手落ちになる可能性があるということも踏まえまして、一定の、宿泊という部分も期待しつつ、町外販売も取り入れたというものでございますので、そこは当初から考え方は当然変わっていませんし、引き続き外からのお金を町内に少しでも入れさせる仕組みであると思っていますので、そこは御理解をいただければなと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉議員。

○4番（千葉伸孝君） 企画課長も苦慮してこの制度をつくったという、内容は伝わってくるんですが、やっぱりもうもうの点で甘かったと。商店街で活用するため、飲食店で活用するため、あと民宿で活用するため、その方法に関しては、もっといろいろな方法が私はあったのかなと。何も企画課長だけで決めているわけじゃなく、それに関わる多くの人たちとの議論の中で今回の販売方法が取られたと。そして、やっぱりどうしても1回目の1世帯に2セットという分に関しては、前のプレミアム商品券と、あと高齢者向けの商品券、それが出方が鈍かったというか、プレミアムは2割が残り、高齢者は4割が残るというようなメディアの情報もありましたので、そこを危惧して多分今回のように1世帯5セットということで思い切ってやっぱり行った数字だと思います。そして、町のほうの考え方でも、交流人口の拡大とか観光客に来てもらいたいというような心があまりにも強くて、町外の方にもというような今回の一般販売になったと思います。塩竈でも5割増し商品券だったかな、10割増し商品券だったか、それを今進めているんですが、その商品券の使い方、それに関しては、小売商店が7割ですか、そしてある場所が1割、例えば宿泊分で使えるのが1割だと、それで商店街の飲食で使えるのが2割だと、そういったルール決めの中で、町内で経済の回復をかなえられるような政策を取っています。結局、うちのほうで一般販売が失敗したことによってほかの自治体でもいろいろ考えて、そういった問題が起こらないように決めた事案ですが、うちの町でも、飲食店、宿泊店、そういったところで使うような方策というのはできただんじゃないかなと思うんですけれども、そういった考えは町のほうにはなかったのか。

何回も言うようですが、取りあえず一日も早く町民は残った商品券を購入できるんなら買い

たいという、そういう声が多分にあります。そして、1日、そして半月でも延ばすことによって、その商品券の有効性がどんどん薄れていくと思います。だからやっぱり、1つ、2つの今回の一般販売の問題点だけじゃなく、プレミアム、高齢者向け、これに関しても使う場所が最初から指定されていなくて、今回の10割増しに関しても、世帯に2セットという部分で、どこで使えるか分からぬといいうような町民の考え方の下に、1世帯で2セット買はんだけれども使える場所がないから1セットでいいやといいうような、こういった町民の動向もありました。だからやっぱりこれも宣伝の方法、使える場所の説明、その辺の不備が今回の問題の根底に私はあると思うんですが、その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）一例を取りまして、宿泊と飲食とか分けた設定というのも確かにあらかと思います。ただ、使う側からすれば、何にでも、何にでもといいうのはおかしいですが、登録されたお店で自由に使えるといいうほうがストレスといいうものを感じないのかなと思って、今回一くくりの商品券という形で実行をしているといいうものです。ただ、宿泊券だけだと宿泊にだけしか使えなくなりますので、宿泊した後のお土産を買ったりとか、そういうふうに合わせ技で使えるようなもののほうが自由度が高まるのではないかといいう考えの下で今回の商品券という形にしてございます。

それと、2点目の御指摘のありました部分につきましては、どうもいろいろ高齢者向けでありますとか、その前にあった世帯向けか、の商品券のいわゆる使われ方がなかなか乏しいといいう話は、私どもも執行状況を確認しながらつかんでおります。

その一つの要因としては、使えるお店が限定的だったといいう部分もございますし、なかなかそれで使えるものといいう部分が見いだせないと、消費者から見ればですね。そういったお話にもなっているのかなと思います。

今回につきましては、参加事業者を手挙げという形で、結果、150を超える店舗等が登録されましたけれども、自由度が非常に高まったといいうことも今回の商品券に対するニーズが一気に上がっていったといいうものだと思っています。もう少し、使える場所の提示につきましては、確かに御指摘のとおり提示が遅かった、購入するときに提示したということで、そこはちょっと反省しなければならないんですが、何せスケジュール感が非常にタイトな部分もありますし、今現在も登録店に手を挙げている事業者もあるような状況でございまして、そこは早いときにびつっと切って、後の広報が、結局、後で手を挙げた事業者がなかなか置き去りになるのも、非常にそこは避けたいなと思いましたので、ぎりぎりになって登録店舗を

公表したというものですございます。そこはスケジュール感が豊富であれば、前もって設定して、余裕を持って商品券をというスケジュール調整ができたと思いますが、そういう状況下ではちょっとなかったということでございますので、御理解をいただければなと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉議員。

○4番（千葉伸孝君） 最後になりますが、課長の話を聞いていると、今回の結果を踏まえて言い訳のように私には聞こえますが。

このてんこ盛り商品券、国のコロナ対策の補助金の下でこの事業を行ったわけですが、町民の方に商店街に行ってもらう私はいいチャンスだったと思います。飲食店、なかなか価格も高い設定でキラキラ丼が販売されている中で、町民の方がなかなか行かないというのが私は本音だと思います。それを消費拡大につなげるためには、町外の方に販売して来てもらうと。そういった考え方の下に今回の制度が私はあったと思います。そして、商店街の人たちの値段設定も、てんこ盛りを使いたいということで価格設定を変えたりとか下げたりして、やっぱり町民の方に来てもらって、こんなに安く南三陸町の水産品が食べられるんだというような環境をつくるための、今回のてんこ盛りの10割増し商品券はいい機会だったと思いますので、役場の職員はじめ、あと町長、副町長もはじめ、やっぱり本当に町民が喜んでくれるような制度設計の下でこういった事業をやっていかないと。そして、一部を見て、大きいくくりで見ないことによっての問題点の発生が私はあるのかなと思います。そういった今の課長の説明に対しての私の考え方ですが。

あと、今回、応募によってというような形なんですが、今、応募によってという形が、ネットを使って、あとはがきでというような形が多くなっていますが、今回の応募券の世帯への発送、そして町外の人たちにはネットからそのデータを見て、結局、郵送でなるか、あとメールで、ホームページ上で送っていくのかと思うんですが。町内に関してのその郵送の部分を、ちょっと俺、日にちがちょっといつなのか見てないんですが、いつまでにそれを発送してこの締切りまで役場に持ってきて投函してもらうというような内容だと思うんですけれども、いつ頃に、町民にその買える応募書みたいな形のものが届けられるのか、その辺。町民の方は皆さん待っています。今回は抽選ということで、公平・公正だと思います。そして、ネットでもその抽選風景を流すという、やっぱりこれは透明性をかなえるための一つの町の方法だと思いますので、取りあえず町民に伝えたいのは、いつ頃までに町民の自宅に郵送で応募の書類が届く、これを最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回の抽選による決定の方法の中で、先ほども申し上げましたが、町内につきましては毎戸に応募券を今週中にでも発送したいと思っております。細かい事務の部分はやれる範囲で進めてはございますので、今週中には発送できるのかなと思います。応募の期限は12月の11日ということでさせていただきたいと思っています。速やかに抽選を行った上で、抽選は1日ぐらい、1日というか丸1日はかかりませんが、抽選を速やかに行って、各世帯に郵送するということではなくて、先行販売と同じように地区を回りながら引換えをしていくということで、12月中旬の後半ぐらいには何とかこぎ着けたいなとは思っています。早い方であれば中旬の真ん中ぐらいにはなるかとは思いますが、そういうスケジュール感を持っています。

ただ、一方で、町外につきましては、抽選は同日に行いますが、一旦納入通知書を発行する手続をしなきゃなりませんので、500セットといいますと大体166世帯ぐらいですかね、になるんですが、その方々へ納入通知書を発行して、お金が納まったことを確認してからとなりますので、12月の下旬、早くても下旬ぐらいになるのかなと思います。

期限は先ほども申し上げましたが、引換える期限は2月いっぱいということはちょっと変えない方向でございます。

現在も10月から引換えが始まって実際使われておりますし、11月の中旬頃の集計でも5,500万円ほど既に使われているようでございますので、残りの3,200万円ぐらいが、2か月あれば、時期的なものも確かにありますが、計算上は優に確保できるのかなと思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。山内議員。

○13番（山内孝樹君） 1点、簡明に。

想定外を想定できないということで、大変御苦労なさったということは察するところあります。

1点だけ。今回のこの販売におきまして、この説明を受けた中で、一般販売会で商品券を購入した方が属する世帯からの応募は受け付けないと。これは分かりました。それで、町外の方向け販売についても1世帯当たり3セットということなんですが、前回、この町外の方々で買い求めた方々の制限というものはないのか。制限があるのかないのか、その辺の点をお伺いしたいと思います。言っている意味分かりますよね。町外の方々が買い求められましたよね、前回ね。その方々もおりましたね、一般として、一般でね。その買い求められた方は対象外になるのかという解釈なんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 町内の方と同様に、24日の一般販売で購入した方が属する世帯からは受け付けないということにはしたいとは思いますが、ただ、それを確認できるかという部分になりますと、町内につきましては住民情報がありますので確認できますが、町外の方につきましては、名前だったり電話番号であったり、その程度しか確認ができませんので、ルールとすればやはり町内と同じようなルールにはいたしますが、確認ができるかということになりますと、少し難しさもあるのかなとは思っています。ただ、可能な限りそういうチェックはさせていただければと思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。後藤議員。

○5番（後藤伸太郎君） すみません。じゃあ、ちょっと質問件数多かったので、ちょっと絞つてお伺いしたいと思います。

まず、副町長にお伺いしたいと思いますけれども、署名を一回預かったというようなお話があつたと思いますけれども、あれその後どうしたのかお伺いします。

それから、何点かちょっと確認したいんですけども。

応募券を毎戸に郵送することですね。それで、これ、そもそも10月24日に購入した世帯には応募券自体送付しないということでいいのか。そこをお伺いします。

それと、今ちょっと最後のほうにお話ありましたけれども、何というんでしよう、ルールの外からといいますか、不正と言うとちょっと言い過ぎなような気がしますけれども、いろいろ抜け道がありそうな気はしてしまうんですね。そこに対してのこの抑止力といいますか、不正をまず生まないような仕組みをどのように考えているのか。また、例えば何か、これはルールとは違うよね、ルール違反だよねという事例が発生した場合に、そこに売ろうとした商品券取り上げちゃうのか、そういうことまでできるんだろうかということをちょっと今のうちにお伺いしておきたいなと思います。それ3点目ですかね。

それから、もう一つ細かいところですけれども、最大3セット買えるよという権利をお渡しすることだと思うので、その世帯が望まなければ、1セット、2セットだけの購入ということもあり得ると思うんです、あまりないと思いますけれども。そうなつたら余る商品券出てくると思うんですけども、それはまた再抽選に回すのかどうか、そこは一応確認しておきたいと思います。

それから、あとここからがちょっと深い話になるんですけども。以前の説明のときには、ほかのコロナ予算引っ張ってきてでもてんこ盛り商品券に追加したいということまで検討していますというお話ありましたが、検討した結果だめでした、ごめんなさいというのは、ち

よつとどうなんですかねというか、期待していた部分がありますので、結局3,000セットかいというのは町民の率直な感情であると思いますし、先ほどの御説明の中で、ほかに行われているコロナ対策事業の一般財源の負担割合が大きいのでこれ以上の負担はできませんみたいなお話ありました。一つ確認しておきたいのは、このてんこ盛り商品券に町税が使われているんですかという話です。私は国からのコロナ予算が100%充てられていると思っているんですけどけれども、何か先ほどのお話聞くと、国からの予算もありますけれども町の持ち出し分もありますみたいに聞こえるので、あれ、町民から集めた税金で商品券配っていたんですかという話になるので、あれどうだったんでしたかねということを一回確認した上で、そのなぜ追加ができなかったのかということについては少し御説明いただければなと思います。

最後、世帯ごとの販売が10月24日は1人5セットということで買えたわけですよ。そこに明らかに不公平が出てしまうので、そのその整合性どのように取るおつもりなのか。3セットというのはいろいろ御意見があると思いますので、ただ、この全員協議会は今後どうするんですかという話をこうしろああしろと言っても、事業としては動き出していくんでしょうから、説明できる材料を少しでも集めるために、その世帯ごとでいいんでしょうかと。一人一人販売した方が、1世帯というのは1人世帯もあれば8人ぐらいいる世帯もあるわけです。そうしたら当然使う支出というのは変わってきます。だけれども、均一に先行販売では2セット、追加販売では3セットということになれば、当然、世帯の人数が少ないところは恩恵が大きいし、おじいちゃん、おばあちゃん、子供がいる世帯は、いっぱい使いたいのに上限2セット、3セットで決められているので不公平だと感じてしまうと思います。なお抽選になるということであれば、世帯が多いほうが当選確率上がるわけですから、今度逆に大人数がいる世帯のほうほどその恩恵を十分に受けられると。今まで不公平感を感じていたけれども、8人いるから8通応募できるということになるわけですから、そのほうが今までの不公平感を拭い去るにはいいんじゃないかなと思ったりもしますが、そこどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 前回の議会の際に、ハマーレ歌津で署名を受け取って、それを担当課にお渡しをしたというようなことをお話ししたと思います。多分その方々については、ハマーレの前で自分たちが買えなかつたので、買えない方々の署名を集めて、それを私にお渡しになったというようなことです。ただ、最終的には、その署名をしている方に渡るか渡らないかは、抽選というようなことを今考えておりますので、今の段階ではこれ以上申し上げる

ことはないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 後の御質問の部分にも今の署名の部分がちょっと関係するんですが、町に寄せられた意見、その署名にも書いてあったんですが、世帯を平等にしてほしいといった要望が非常に強かったということで、今回、人から世帯にという考え方へ改めたというのが正直なところでございます。その書面には、名前のほか、希望事項が1枚ごとに入っていました。その希望というのは、世帯ごとにということが記載されてございましたので、今回はそれも踏まえまして、ほかの電話でもそうですが、世帯ごとにというふうに改めたという経緯でございます。

それと、いろいろ言われてちょっと……3セットということで、1セット、2セットの方はどうなんだということなんですが、前回の一般販売の際、確かに5セットまでということで、4セット以下を選択した人は非常に少なかったと。最初は2セット、3セットという考えもあったんでしようけれども、最終的にはほとんどの方が5セットを選択したということを踏まえまして、今回は一定の消費喚起という部分も当初の念頭にございますので、3セットということでの販売をさせていただきたいなと思います。

それと、コロナ関係の予算につきましては、地方創生臨時交付金絡みで全体の事業費で実施事業費として6億3,400万円ほどを計画してございました。そのうち交付金が3億8,450万円ほどで、県の補助金が5,860万円ほど、一般財源を1億1,630万円ほど、その他で7,500万円ということで、7,500万円は今回のてんこ盛り商品券の購入に当たっての町民負担分ということでございます。

実際、不用額を確認したところ、それでもっても一般財源が全体の事業に対して8,550万円ほど負担せざるを得ないという状況下で、これまでコロナの関係の交付金それと町民の購入に当たっての負担分でこの商品券の事業が成り立っていましたけれども、ここに一般財源を改めてさらに投入するという部分では町としてはなかなか難しいということでございます。これまで一般財源としててんこ盛り商品券に対して一般財源を投入してございませんので、そこに改めて余力を投入するとなれば一般財源での対応ということになりますので、そこは非常に難しいという状況でございます。

それと、不正があった場合も売るのかという、やるのかということです。確かに抜け道という部分はいろいろなことがあると思います。例えば、販売していないのにコピー、偽造して買う方も、だから、もしかすると、どこかの自治体でもございましたけれども、ありますけ

れども、当町も偽造防止対策というものを商品券でやっておりますし、いろいろな抜け道という部分では、いろいろなことが、多分想定されない部分がこれ以上何かあるのかという部分につきましては、なかなか不公平感という部分が、人から世帯に変わった部分とかルールが変わったとか、そういった不公平感は確かにいまだに残りますけれども、今回は抽選で行うという部分でやりますので、抽選で誰が当たったかも実際は分からぬわけでございますので、そういった抜け道の部分につきましてはあまり深いものではないのかなというふうには考えております。

ただ、前段としてのそのルールの部分についてはルールを変えてきておりますので、そこではやはりいろいろな御意見がありますとおり、不公平感という部分は少なからず生じてしまうというはあるかと認識しております。

○議長（三浦清人君） 後藤議員。

○5番（後藤伸太郎君） 10月24日に既に購入されている世帯は、応募券の発送から除外、そこからもう既に除外するのですかどうかということね。

それと、不正に関しては、何ていうんでしょう、なぜ不正をしてまでてんこ盛り商品券買いたいなと思わせちゃったかという話なんですよ、町民に対して。最初から抽選にしておれば、外れたらしがねえなという話だったわけですよ。それがああいうことがあったから加熱してしまってはいるわけで、そこについて、皆さんの良識に任せますみたいな話では、ちょっとそれは、言い過ぎかもしれませんけれども、責任感がなき過ぎるといいますか。不正する人が悪いんですよ、当然ね。けれども、何かそういう状況になってしまったというところには、やっぱりある程度の落ち度があったわけですから、しっかりとそこは対応しますというお言葉だけいただければ。具体的にこういう不正がありますよね、だからこういうふうに潰しますという話は、今ここで手のうち明かしちゃったら、ああ、じゃあそうかといってやっちゃん人がいるかもしれないですから、その辺りはしっかりとルールを公正に運用していきたいと思いますということだけでよかったですけれども。ちょっとそのお言葉もう一度お聞きしたいと思いますのでお願いします。

それから、上限3セットですけれども、1セット、2セットでうちはいいですといった場合に余った商品券はもう一回再抽選に回すということでいいんですよね。回さないんですかね。それはもう不用額で処理しちゃうんですかね。そこちょっともう一度確認しますね。

それで、すみません、あまり長くやるとあれなので。一般財源はてんこ盛り商品券には投入されていないということですね、今まで。その1億5,000万円の事業費ですけれども7,500万

円は売上金として入ってくるわけですから、残りの7,500万円が国からのコロナ予算でやっていましたということですね。それで、そこに一般財源をさらに投入するのは当然反対です。意味ないじゃないですか。我々に町民から集めた税金で商品券にして配るだけですから、何のこっちゃという話ですよね。けれども、ほかのコロナ予算がうまく使われずに、もしくは使おうとしたけれども流用できる部分があるかもしれないから、そこをてんこ盛り商品券に変えたら1,000セットでも500セットでももうちょっと増やせるんじゃないんですかという話を聞いていたから、あ、そうかと、じゃあ頑張ってねと言っていたら、その一般財源の投入はこれ以上考えられないとかと。いや、それは最初から考えていませんよ、こっちも。ちょっとそこの答弁がよく分からないといいますか、流用はだめだったということですかね、制度上。ほかのコロナ予算、あくまでやっぱり国の予算ですから、そこで使わないんだったら国に返せということなんでしょうから、立てつけ上ね。であればそういうふうになると思うんですけども。そもそも商品券追加しようとした時点では一般財源の投入もちょっと考えてみたみたいな答弁に先ほど聞こえたので、それだと何か、うん、というふうに思ってしまいますので、そこの考え方といいますか、追加できないんだったら追加できないでしようがないんですけども、どういうお考えがあってそういう今の結論に落ち着いたのかという話をもうちょっと詳しく聞きたいなと思います。

以上、4点ぐらいでしょうかね、すみません。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ルール違反につきましては、そういうふうなことになったきっかけをつくったというのは確かにそのとおりであります、そこは前から言っているとおり反省をしているところでございます。

それと3セット未満の話なんですが、あくまでも3セットです。未満はないと。3セットでの販売という形で今回検討しております。といいましたのは、先ほども申し上げましたとおり、5セットの販売で4セット未満の希望者が非常に少なかったということですので、3セットという一定の消費喚起も含めた考えを持ち合わせたセット数での販売と考えております。

それと一財につきましては、財源の話なんですが、いわゆる臨時交付金が3億8,400万円ほど入っているんですが全体で、それがいわゆる出てしまう、要はそれよりも少ない事業費にほかの関連事業がなるのではないかというところで、その財源をてんこ盛り商品券に持つてこられないかという前提のお話でございますので、それが結局は一般財源を8,500万円まだ必要とした上での関連予算という状況下でありましたので、一般財源を投入してまでてんこ

盛り商品券を増やしてやるといったような部分にはなかなかならないと。あくまでも臨時交付金対応という考え方での考え方ということになろうかと思います。

それと、町外の方の郵送応募につきましては、なかなか、言葉だけでは、世帯から応募できませんよというお話にはなりますが、最初から郵送そのものを除外するというのはちょっと難しいと。

○議長（三浦清人君） 後藤議員。

○5番（後藤伸太郎君） 聞き方難しいんですけれども、町外の話じゃなくて、最後の話ですね、町内の方に全世帯に応募券を郵送するわけですよね。それは町内の4,500世帯全部ですか、それとも、10月24日にあなたの世帯にいる人が買ったという話なのであなたのうちには送りませんからねと言って、最初から、何ぼでしたっけ、600世帯でしたっけ、引いた数で郵送するのかどっちなんですかという話を聞きたかったの。それ何で聞くかというのは、結局、うちで買ったぞ買わねえぞという話になったら、後々大変なことになりますよという話ですよ。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 大変失礼いたしました。

24日の一般販売で購入された町内の世帯につきましては除外した上で、いわゆる郵送はしないと、応募券の郵送はしないということになります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。高橋兼次議員。

○10番（高橋兼次君） 今、前者いろいろ聞いたようですが、財源についてはほかのコロナ財源が余らなかったということなんでしょう、回せないということはね。

それで、この説明会、一般販売実施方針（案）となっているんですけどもね。これでやりますよ分かってくださいなのか、いろいろ意見が出たからこの案をこれから修正していくのか、どういう考えなのかですね。

それから、それによって応募、当選決定方法、いろいろこの郵送とかなんとかと今しゃべっているようですけれども、これでも経費かかるわけだ。これするより、どうせ抽選するんだから、総合支所なり本所なり窓口で、ガラガラポンとか昔あったようだけれども、そういうようなこと一発でやれば一発で終わるのでないですか。思いは分かりますよ。迷惑かけたら、郵送して丁寧にやるんだということなんだろうけれども。（「そんなに並ばせたら」の声あり）いやいや、並ばせようといったって、そいつは期間を設けてやることだから、何もすぐそこで当選とかそういうのが決まるわけです。地域ごとにこれは割り振っているわけだからね。できないことはないと思うんですよ。そういうやり方もありかなと思うんですよ。

それからね、町外に販売した数というの分かるんでしょう。何ぼぐらい販売したのかな、町外販売数は。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初の1点目ですが、町とすればこの案のとおりやつていいという部分ありますが、ただ、今日、本日の議論を踏まえて変えられる部分が、もし我々がいわゆる落ち度がある部分とか、そういった御意見がございましたら、それはそれで参考にしながら変えていくという形になろうかと思います。基本はただこの実施案のとおりやつていくつもりでございます。

それで、一発でというお話もございましたが、そういう案も確かに内部ではございました。ただ、先の議会でもあったんですが、地区ごとに割り振ってはどうかといったようなことも実際にお話をありましたので、そこはそのほうがより公平という部分には近いのかなという判断をいたしました。特に10月24日に購入された一般販売の各地区ごとの世帯はそれぞれの地区から控除した上で割り振りをしておりますので、より地区ごとの配分という公平性は担保されているのかなと思います。

それと……失礼しました。町外に販売した数ですが、町外へは155人、24日の一般販売では155人販売してございます。一番多かったのは気仙沼市、それと若干少なくなつて登米市と、この2市が非常に多かったという状況でございます。特に歌津地区のほうは比率的には21.5%が町外の方だったという状況になりました。

○議長（三浦清人君） 高橋議員。

○10番（高橋兼次君） 参考になる点があれば参考にして修正していくということですが、いろいろ、今、町民の方々のいろいろな思い、意見を聞いて発言なさった方々だろうと思いますので、参考にならない点はないんじゃないかなと、なる点があるんじゃないかなと思いますので参考にして、もっと町民が喜ぶような内容にしていただきたい。どうせ制度内容を変えるわけですから、当初のね。全て変えてやるということですからね。

それから、町外の販売目的というものは理解するんですけども、またも恐らく町外から来ると思いますよ。そのとき、さつき説明があったように、100%、何ていいますか、確認できない、できるだけのことはするというようなことですけれども、またその辺で問題が起きるのかなというようなことがあるので、制度も変えるので町外はお断りにしたほうがよろしいんじゃないかなと思いますよ。このくらいあつたら努めたのではないですか。できるだけこの町内の1世帯当たりで3セット、前は個人で5セットというようなことであつて、果たして

これでまた納得するのかなというような心配も出てくるんですよ。ですから、町外からできるだけお客様を呼びたいというような気持ちは分かりますけれども、それをするために町内を混乱させるというのは、さらにまた不平不満が沸騰するような形になつたら何か同じようなことになつてしまふのでね。その辺ももう少し調整したほうがよろしいかなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。倉橋誠司議員。

○2番（倉橋誠司君） 皆さんからもいろいろと質問がありましたので、大体内容分かってきたんですけども。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、この実施方針（案）で言えば5番のところになるんですが、抽選のやり方なんですが、抽選日はいつなのか、ちょっと日にちが書いていないので、いつを考えているのか。それはどこでやるのか、公開の場所でやるのか。後日、動画で配信するとありますけれども、生中継、ライブ中継で、この議会中継なんかも生中継でやっているわけですから、やろうと思えばできるんじゃないかなと思うんですね。そういういた感じで公開性を持たせたほうがいいんじゃないかなと思いました。

あと、第三者の立会いによる抽選ということですが、第三者というのはどういった方を考えているのか。何人ぐらいを想定しているのか。その辺りの説明もいただきたいなと思いました。

それと、町外の方の話、いろいろと議論になってますが、155人で気仙沼市、登米市が多かったということですけれども、名前と電話番号は把握しているような感じで説明いただきましたけれども、住所まで分かっているんですか。例えば番地まで把握しているのか。購入というか申込みがあった際、免許証なりマイナンバーカードなりを利用して、住所、番地までが確認できているのかどうかですね。それができれば、ちょっと抜け道というか穴がそこそこ防げるのではないかなども思いました。

それと、あと町外に販売するのはいかがなものかという話もありましたけれども、政府が進めていますG o T o キャンペーンで、昨日、おとといぐらいからちょっと見直しの動きが出てきています。こういった経済喚起策、ちょっと第3波が来た中で、札幌市、大阪市なんかは一旦止める、止めるというかブレーキをかけるような動きになっています。一方で、都会じゃなくてこういった地方はやっぱりこれからも来てほしいわけなんですけれども、現在進んでいますG o T o キャンペーンの見直しの動きに、この町外に対する販売が逆行するんじゃないかなと思うんですけども、そういったところどのように考えますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 抽選日についてはまだ現時点では決まってはいないんですが、応募期限後速やかにという、今の段階ではそういうことになろうかと思います。ただ、町民の方々に出すときには抽選日等もできる限り、もしそこまでで決まっておれば、明記した上で出したいなと思っております。

それと、透明性を確保する上でのライブ配信なんですが、ちょっと時間が非常に、非常にといいますか、ライブ配信するのにはちょっと不安な要素も実はございまして、途中途中、途切れる可能性もあるということを考えられます。ですので、録画した上で後日改めて配信をすると。その代わり立会人という方を置いて、透明性を少しでも確保できるような形を取りましょうというのが今の考え方です。生配信してもそうなんですが、例えば1人引いて、例えば折立の誰々さんというふうな読み上げは行いませんので、その引いたことが、結局やっている行為そのものがどうなのかという部分を立会いの方には見ていただくようになりますので、なかなか、ライブ配信しても、そういうふうに大きな声で出てくるような、音が出てくるような配信にはならないと思いますので、そこは透明性という部分だけを考えれば、後日改めて抽選状況を配信することでも問題はないと思っております。

それと、町外の方につきましては、住所まで明確には分かってございません。氏名と電話番号、連絡が取れる最低限の状況下ということで、所在もある程度は分かっていますが、何番地とかという部分はありませんので、なかなかそこは細かく細部まで24の方々とチェックできるかというのは難しい状況でございます。ただ、可能な限りチェックできる部分ではチェックをしていくということは変わりはないと。ただやれる範囲が限定的だというものでございます。（「G o T o」の声あり）

G o T o キャンペーンの見直しとの関連性ですが、先ほども申し上げましたとおり、当町の応募の状況、この間の一般販売の状況を見ますと両隣の自治体の方が中心でして、いずれここで使っていただることになりますので、G o T oとの関連性というか、その見直しとの考え方方がずれているとかそういったことではなくて、町外の近い方が当町で利用されるという観点が強いのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋議員。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとお聞きしたところで、ちょっともう少し御説明いただきたいんですけれども。

抽選の立会いの方、どういった方で何人で、ライブ中継はちょっと難しそうな感じでしたですけれども、例えばライブ中継じゃなくても、マチドマであるとか人が入れるようなスペー

スで公開の場所で抽選するというような手法が取れないかどうかですね。どこでやるのか、抽選は。それもこういった閉鎖されたスペースでやるんじゃなくてオープンスペースで、マチドマのようなところでやってはいかがでしょうかというような提案をしたく思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川明君）先ほどちょっと答弁が漏れてございましたが、第三者の立会いにつきましては、今、抽選を2つに分けてやろうと考えておりますので2人は最低必要かと考えております。

あと抽選の場所等も、これから、今、検討になりますけれども、いずれ役場内のどこか会議室とかでやるようになるかと思います。どうしても庁舎内でやりますとWi-Fiの環境が有効な部分というのが非常に限られていますと、有線でないとちょっとできない部分もございますので、やる場所に応じて、先ほどのライブ配信という部分は、考えられるかどうかはちょっと詳細を検討してみないと分かりませんが、現在のところはライブということではなくて、先ほども申し上げましたが、撮ったものを改めて配信するといったようなやり方で考えてございます。

○議長（三浦清人君）倉橋議員。

○2番（倉橋誠司君）ライブ配信のことは分かりました。

もし、何でいいですか、会議室じゃなくてマチドマのようなオープンスペースで、関心のある人が来て様子を見るというようなやり方にしたほうが（「傍聴か」の声あり）傍聴のような感じでやればいいんじゃないでしょうかというような提案をしたいんですけども、それはいかがでしょうか。

それと、第三者の方が2か所で1人ずつということですけれども、これはどういった方が来るのか。あるいは、例えば町長あるいは副町長が立ち会うのか。それとも全く南三陸町とは関係のないところから来ていただくのか。そういう人選、どういうふうに考えているのか、お願いをいたします。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川明君）抽選につきましては公平性という部分もございますが、一定の密を防ぐという部分も考慮しての考え方でございますので、そこは御理解いただければなと思います。

立会い者につきましては当然民間の方ということで、現在考えております。

抽選については、町長、副町長の都合が合えば、町長、副町長にやっていただきたいと思いますし、そこはあと民間の方が立会人という形で透明性を確保したいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀議員。

○9番（今野雄紀君） では、何点か細かいことから伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、応募券について伺いたいと思います。この応募先が応募箱に投函するとあるんですけれども、これはどこの地区の方でもどこに投函してもいいのかどうか。歌津だったら歌津にしかできないというのか、そのところの確認と。

あともう1点、その応募券なんですけれども、迅速な対応を要求されているわけで、4地区に分かれたので、例えばもう印刷したかどうか分からないんですけれども応募券、4色色分けにしたりすると間違いなく事務処理ができるんじゃないかという、そういう小さな、ささいなことなんですけれども、その点、今後対応できるのかどうか確認させていただきます。

あと2点目なんですけれども、前議員もいろいろ聞いていたんですが、前回購入世帯の応募を受け付けないという、そういうことで今回制度を変えるわけなんですけれども、当初は2日続けてオーケーという、そういう制度だったと記憶しているんですけれども。そこで、なおさら、今回のこの補助事業は生活の扶助というか福祉が目的ではなく、先ほど課長答弁しているように、経済の回復、消費の喚起が目的ですので、私は、今回も、前議員とは違った考え方で、全ての世帯から応募を受け付けても私はいいんじゃないかという思いがしますので。何せ半分は自己負担というか受益者負担なので、その点考えるとどうなのか、確認をお願いしたいと思います。

あと3点目なんですけれども、宿泊及び飲食方面へのご入れという、そういう答弁あったんですが、そこで、町外というのは、先ほど確認では気仙沼市、登米市は売れたということなんですけれども、もともと町外どこを想定していたのか、想定先がもし決まっていての事業でしたら伺いたいと思います。

そこで4点目なんですけれども、町内150か所の事業所で使えるということなんですけれども、もう5,500万円消費というか使われたという、先ほど答弁ありましたが、そこで、地元資本の事業所というか、そういったところへの経済効果を分析していましたら伺いたいと思います。

あと最後なんですけれども、販売は前回販売委託したところが行うのか、それとも別のところが違う方法で販売するのか、その点確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ちょっと質問の数が多くて、ちょっと漏れていたら申し訳ございません。

最初に、応募につきましては、例えば戸倉公民館に戸倉地区の分と他地区の分の2箱を置くという形になろうかと思います。

それと、先ほどの応募券の用紙の色を地区ごとに変えてはどうかというお話もありましたが、用紙そのものも改ざん防止をする用紙になってございますので、色を変えるということはなかなかちょっとできなくて、そこは手作業になりますが、職員で各地区ごとの分類はチェックをさせていただくということになろうかと思います。

それと、飲食、宿泊についてもともとどこを想定したのかということですが、仙台を中心とした県内を当然のごとく想定してございました。

これまでの換金された中から地元事業所に対する効果という部分は、まだ明確にどこが幾らという分け方をちょっとしていませんで、そこまでの分析はまだ行ってございませんが、何をいいですかね、我々が想定したところより思わぬところで使われていたりとか。例えば設備屋さんでありますとか、車屋さんでありますとか。そういう部分では、まとまった金額を必要としたところの一助に先行販売の分がなったのかなとは考えております。

それと、今回の事業について委託ということですが、委託は考えてございませんで、直営で行うという状況でございます。

経済対策という目的は当然のごとく一番上には掲げてございますが、一定の生活支援的要素もそもそも持ち合わせている事業だと思います。そういう部分では、最初に行いました先行販売の部分がそういう色合いを含めてございまして、一般販売は地域経済の回復に主眼を置いたという部分で取り組んでおりましたが、かなりニーズが高い状況下でございますので、一定のどちらも歩み寄りを見せる形でのことで実施をしたいと思います。ただ、公平性という部分を少しでも担保するためには、先に購入された方を除外してほしいという要望をかなり受けてございますので、そこは町とすれば公平性の観点から除外をしなければならないという考え方で今後の販売に当たりたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 今野議員。

○9番（今野雄紀君） 応募券に関しては分かりました。

そこで、前回の世帯も入れたらという、そういう質問だったんですけれども、今の課長の答弁で、やはり前買った人は外してほしいという、そういう声がいっぱい届いていたわけなんですか。そこを確認させていただければ、私もこの方法がいいんじゃないかと思うんですが。

ただ、確認できていない町外の方たちに関してはいろいろあるんでしょうけれども。

そこで、3つ目の質問と重なるんですが、町外の場合に、ちなみに、私、もっと仙台とか北関東のほうの方たちが購入しているのかと思ったものですから、そこで……宿泊ということだったので。そこで伺いたいのは、気仙沼市と登米市が多かったということなんですねけれども、町外のほうも枠を設定することというのは難しいんでしょうかね。例えば、登米市と気仙沼市枠をつくって、あとそれ以外のところとかは、そういうことも考えられると思うんですけども、そのところお伺いしたいと思います。

あと、経済効果に関してはまだこれからだということなんですねけれども、やはり、思わぬところでという、そういう答弁あったんですが、私の耳にも、冷蔵庫買うんだとか、そういういろいろな声が聞こえていたんですが。そこで、やはり効果として、当初からの宿泊、飲食のほうへどれぐらい波及というか効果があったのか、しっかりした分析が必要だと思うんですけども、今後どのような方法でやっていくのか確認させていただきます。

あと、販売は今回直売ということなんですねけれども、前回の部分の委託した部分はどのような処置になるのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 町外の枠の設定という部分につきましては、そこはちょっと考えてはおりません。そこまで枠を設定することに対してあまり意義はないのかなとは思っておりますので、町外は町外という枠の中での販売と考えてございます。

それと、今回のてんこ盛り商品券の効果という部分につきましては、これは今後のプレミアム付商品券にも関わることでございますので、そこはしっかり精査して分析をしなければならないなと思っております。いずれ、店舗ごと、業種ごと、そういったこともございますし、ある程度そういった部分も含めて、どこまでの影響範囲が今後やる上でも期待ができるものなのかという部分はしっかりと分析したいと思います。

委託の部分につきましては、一般販売で1日だけということでございますので、当然、2日部分で見積もっての契約をしてございましたので、精算する、マイナス精算して完結という形になろうかと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。村岡賢一議員。

○8番（村岡賢一君） ただいま皆さんいろいろとお話が出ましたけれども、事の発端といいますと、やはり最初の町民の怒りを増幅させたのが町の広報での放送であったと私は捉えております。そういうことで、皆さん、町民の怒りをさらに増幅させた部分がございます。今

度も、今日、いろいろ当局のほうで案が出されました。これでこれから進んでいくと思うんですけどけれども、やはりこういう中で大切なのは後始末といいますか、これまで町民がこれだけ騒いできましたので、これをすかっと収めるということが今求められていると思うんです。といいますのは、例えば、ここでは当選された方と当選されなかつた方と出てくると思うんですよ。そうすると、またその当選されなかつた方々は、また何だかんだと問題が出る可能性も出てくるわけです。やはりその後始末といいますか、皆さん怒りを買った有線放送の中で、さらに逆にその放送でその怒りを静めるように私は考えております。どうか後始末のほうといいますか、外れた方々にしっかりととした、分かりやすいような、そういう、怒りを持たないような方法で収められるような方法をきちつと取っていただきたいと私は考えております。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「考え方をちょっと。ちょっとだけ」の声あり）考え方。企画課長。

○企画課長（及川 明君） これだけは、当たり外れがある中でのことですので、という部分にはなりますが、いただいた御意見を恐らくそのとおりだなというふうにも思っています。当然、抽選の状況についても公に示す。結果については、幾ら応募があってこれぐらい当選したといった部分の説明は当然広報等すべきだと思いますが、非常にそのメンタル的な部分については持ち帰り検討させていただきたいなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにないようですけれども。

じゃあちょっと私から、このやり方で、多分、多分ですよ、後で問合せなり文句といいますか、来るだろうというものを想定したことを想定しながらの質問なんですが。厳正な抽選をすると、第三者の立会いの下にやると。それで、その当選した、当選証なのか申込書ですね、それを箱か何かに入れると思うんです。別にしていると思うんですね。それを今度は確認して発送するまでの、その当選票の、何ていうか、保管ですね。保管はどうなっているのか。

それから、抽選するときには第三者がいるんですよね。開票して発送するまでの第三者の監視はどうなっているのかですね。

多分こういう質問が来ると思っているんです。その辺の、信頼してもらうほかないということになるでしょうけれども、信頼はいただいていませんから皆さんほんね。その辺のやり方を、その流れですね、流れ。抽選から発送までの流れ。そしてそれを確認する方ですね。要するに、選挙であれば投票立会人と開票立会人だ、簡単に言うとね。その開票立会人はどのよう

にするのかと。それから、鍵かけておくのか、その何まで。投票用紙のような、選挙のように、投票箱だ。そうもしないと信頼というのはなかなか難しい。できるだけ信頼もらえるようなやり方をしてもらわないと困るということです。いかがでしょうか。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 非常に、どこまでという部分については悩ましい部分がありますが、いずれ、保管は個人情報が入ってございますので、当然、防犯カメラがある、鍵のかかる部屋で保管という形にはなろうかと思います。今この場で、こことはちょっと申し上げられませんが、いずれそういう形になろうかと思います。

それと、最後の当選の通知を出すまでの部分につきましては、職員が複数でチェックして、それで、同じ係だけじゃなくて別の係も含めてチェックするなど、厳正な対応を行っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかになければ、執行部の方々に退席していただきたいと思いますが、よろしいですか。どうも御苦労さまでした。

次に、その他として何か皆さんからありますか。

なければ、その他を終わります。

本日予定した事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、南三陸町議会全員協議会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時48分　　閉会